

令和元年第2回広尾町議会定例会 第2号

令和元年6月6日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1番 浜 野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北 藤 利 通	4番 前 崎 茂
5番 志 村 國 昭	6番 山 谷 照 夫
7番 星 加 廣 保	8番 渡 辺 富久馬
9番 小 田 英 勝	10番 小 田 雅 二
11番 旗 手 恵 子	12番 浜 頭 勝
13番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
兼 住 民 課 長 補 佐	村 上 洋 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大

兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
兼地域包括支援センター長	宝	泉		大
健康管理センター長	村	上	洋	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
保健福祉課子育て支援室長補佐	山	崎	義	和
認定こども園ひろお保育園長	道		尚	子
認定こども園ひろお保育園副園長	成	田	ま	ゆみ
兼豊似保育所所長	成	田	ま	ゆみ
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
特別養護老人ホーム次長	佐	藤	清	美
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム次長	佐	藤	清	美
農林課長	平		浩	則
農林課長補佐	寺	井		真
兼町営牧場長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港湾課長	森	谷		亨
港湾課長補佐	安	岡	伸	弘

〈教育委員会〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	山	畑	裕	貴
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	小	川	浩	司
図 書 館 長	奥	村	京	子
兼海洋博物館長	小	川	浩	司

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林	忠
併 書 記 長	道 淳	一

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下	利 夫
併 書 記 長	白 石	晃 基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村	弘 美
事 務 局 長	西 脇	秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道 淳	一
事 務 局 次 長	保 坂	一 也
総 務 係 主 事	西 村	萌

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、6番、山谷照夫議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） おはようございます。

私は、3点について町長に質問をいたします。

まず、1点目でありますけれども、加齢性難聴者の補聴器購入に係る補助制度の創設についてであります。

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど、日常生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近では、難聴による鬱や認知症の危険因子になると指摘をされているところであります。

難聴による日常生活のリスクとして、1つとしては、必要な音が聞こえず、社会生活に影響を及ぼす。2点目として、車が接近しても気がつかないなど、危険を察知する能力が低下する。3つ目は、家庭や友人などとコミュニケーションがうまくいかないため、自信が持てなくなる。4点目としては、認知症発症のリスクを大きくする。5番目として、社会的に孤立し、鬱状態に陥ることもある。日本耳鼻咽喉科学会でこれらのことが日常生活に支障を来しているとしております。

また、70歳を超えると、ほとんどの音域の聴力が軽度難聴から中等度難聴レベルまで低下し、65歳から74歳までは3人に1人、75歳以上では約7割近くが難聴に悩んでいると言われております。

我が国の難聴者の割合は欧米諸国と比べて大差がないと言われておりますが、補聴器使用率は2018年の日本補聴器工業会の調査では、日本が14.4%に対し、イギリスは47.6%、フランスは41%、ドイツは36.9%、アメリカは30.2%、我が国の2倍から3倍の所有率で、日本での補聴器の普及は諸外国と比べても極めて低い状況であります。片耳当たり3万円から20万円で、保険適用でないため全額自費となるため、補聴器の購入にはちゅうちょする高齢者も少なからずおられます。障がい者である高度重度難聴の場合は、保険適用され、1割負担で済みますが、保険適用に該当しない約9割の高齢者の方は、自費で購入しております。欧米諸国では、補聴器購入に対する公的補助制度

が確立しているため、補聴器使用率が高いと言われております。

補聴器は、高齢者の社会参加の必需品として、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防と健康寿命の延伸、加えて医療費の抑制にもつながるようになると言われております。本町でも加齢に伴う難聴者の補聴器の購入に対し、支援体制を構築すべきと思いますが、町長の見解を求めます。

2点目であります。

介護職員用の補助機器、いわゆる介護ロボットの導入についてであります。

本町の特別養護老人ホームなどの高齢者介護施設では、介護士等の人員不足が深刻な問題となっております。さらに、介護士等の配置不足により、入所希望者を速やかに入所できる体制が構築できない要因ともなっております。近年は、入所者の介護度の重症化により、介護施設職員の職業病とも言える腰痛や関節痛など、人手不足の要因とされております。

介護する人にも入所者にも優しい、抱え上げない「ノーリフトケア」の普及に取り組んでいる高知県春野町の特別養護老人ホームでは、機器導入後の腰痛発生はほとんどゼロで、「腰痛を予防して離職をなくす」としております。

また、最近では、空気圧式の腰の負担を軽減する腰補助用、商品名では「マッスルスーツ」といいますけれども、このいわゆる介護ロボットが農業用として農作業の負担軽減に使用されて、介護施設用として介護士の補助用に導入されております。北海道では、今後、急増する高齢者を支えていくため、介護の現場の負担軽減を図るなど、働きやすい職場環境を整備していく必要があるとしております。

介護ロボットは、介護従事者の身体的な負担の軽減や業務の効率化に有効であるものの、一般的には高額であるため、北海道として、介護ロボットの普及促進のため、機器を導入する事業所に対し補助制度を設けております。補助率は2分の1で、機器1台につき上限を30万円としております。

介護ロボットの普及は、道外では数年前から普及しておりますが、空気圧式のものでも50万円から90万円、電動式だと100万円から150万円と高額となっており、導入する高齢者、介護施設も価格が壁となっており、導入を控えている施設もあります。また、装着に一定の時間を要するなどの効率化も課題とされておりますが、介護職員の身体的負担を軽減することは、導入した施設からも評価をされております。本町としても介護ロボットの導入を検討すべきと思いますが、町長の見解を求めます。

次、3点目の「ふまねっと」の普及促進についてであります。

厚生労働省は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、認知症の有病者患者数が2012年の462万人から2015年には525万人、さらに団塊世代が75歳になる2025年には730万人になると推計しております。このように、高齢社会の進行により認知症患者も増加すると見込まれております。

北海道教育大学釧路校の北澤一利教授が2004年に考案した、いわゆる「ふまねっと」が今年で15年目を迎えたところであります。

「ふまねっと」とは、30センチメートル四方の升が縦に8升、横が3列のネットで、これを踏ま

ないように歩くことで「ふまねっと」とネーミングされたものであります。「ふまねっと」は、高齢者の方に週に1回1時間程度の運動を続けると、日常生活で転倒が減り、歩行機能が改善すると言われ、北海道千歳リハビリテーション大学の森学長は、注意力や記憶力など認知機能も改善するとしております。さらに、運動の参加者は、参加していない高齢者と比べて状態が悪化したと答えた人が4割から6割少ない、そういったデータもあるというふうに言われております。

本町も平成22年に「ふまねっと」のサポーター養成講座を開催し、10数名の方の町民がサポーターとして有資格者となり、それぞれの地域で「ふまねっと」をサポートしております。しかし、近年は、新規の有資格者が増加していないのが現状であります。

十勝管内の池田町では、サポーターの養成講座を受講した方が50人以上で、現在、町内19会場で年間4,000人を超える町民の方が参加しているとのことであります。さらに、池田町では社会福祉協議会に介護予防事業の位置づけで補助金を支給して、サポーター養成講座の受講料7,000円を社協が負担しており、個人負担はしていないとのことであります。

また、大樹町でも養成講座の講習料や年会費も社会福祉協議会が負担しているとのことであります。大樹町もサポーター数は42人に上っております。ふまねっと教室は農村部と市街地各1か所ずつですが、農村部は月1回開催しておりますが、市街地は週1回開催し、1回当たりの参加者が70人から80人になっているとのことであります。さらに、市街地は遠方の方に配慮して、社協がバスを運行し、参加者の送迎をしているとのことであります。大樹町においても、池田町同様3年ほど前から、いわゆる介護予防事業の位置づけで町から一定の助成をしているとのことであります。大樹町は、40代から70歳代までの方がサポーターとして活躍されているとのことであります。

広尾町は、養成講座の受講料も毎年納入する年会費も全て自己負担となっており、ボランティアとはいえ負担が大きいので、他の町村のように助成をすべきでないかとの声がサポーターの方から寄せられております。

認知症の予防となる「ふまねっと」の普及を推進するサポーターを増員するのは不可欠であり、養成講座の受講料あるいは年会費等これらの費用を助成し、サポーターの有資格者の拡大を図るべきと思いますが、町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の加齢性難聴者の補聴機器購入に対する補助制度の創設の関係であります。

この補助制度につきましては、現在、障害者総合支援法の補装具費支給制度に基づいて実施をしているところであります。

対象者につきましては聴覚機能障がい2級から6級をお持ちの方で、基準額内での公費負担を行っております。基準額につきましては、補聴器の種類、基本構造、最大出力音圧等により分離をされまして、最大で13万7,000円となっております。補聴機器の購入の自己負担につきましては、住

民税非課税の方は基準額内であれば負担はなく、課税の方は1割の負担となっているところであります。

現在、町内に聴覚機能障がいをお持ちの方は37人で、そのうち16人の方が補装具費支給制度により補聴器を購入されております。

この補装具費支給制度につきましては、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1の公費負担により実施をしているところであります。身体障がい者手帳の交付を受けていない加齢性難聴者の方への補助になりますと、国などの負担がなく、その実施は難しいと考えております。今後につきましても、現行制度の枠組みの中で、引き続き難聴者の支援を図ってまいりたいと思っております。

次、2点目の介護補助機器の導入についてであります。

全国的に高齢者介護施設では慢性的な人材不足の状況であり、また、介護現場の身体的負担が大きいことは承知をしているところであります。

広尾町立特別養護老人ホームでは、介護ロボットなどの機器は導入していないものの、ノーリフティングケアと同様に、寝たきりの要介護者をベッドから車椅子などは抱えないで移動させるスライドボードという福祉用具の活用や、自分で寝返りができなく、定時で体位の変換が必要な要介護者に対して、自動体位変換機能を備えたエアマットレスを導入しております。

また、介護職員自身が適切な姿勢やケア方法を学び、必ず介護職員が複数で介助を行うなどの負担軽減に取り組んでいるところであります。介護職員の腰痛検査も年2回行っておりまして、早期発見、早期予防に努めているところであります。

ご質問にありました介護職員の負担軽減のため、マッスルスーツなどの介護ロボット等が普及しているところでありますが、1台40万円から50万円と高額であります。今後も北海道の補助事業等を見きわめながら、引き続き入所者に安全で安心な介護を提供するとともに、介護人材不足による介護職員の負担軽減に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、「ふまねっと」の普及促進についてであります。

「ふまねっと」につきましては、ボランティア団体であります、ふまねっとサンタが中心となり普及しているところであります。主な活動の場は、健康管理センター及びまちなかサロン、豊似ふまねっとサロンの3か所であります。その他健康管理センターで実施しております町内会の健康キャラバンや各団体からの要望を受け、ふまねっとサンタに依頼し、活動していただいているところであります。

介護予防事業といたしまして、地域包括支援センターにおいて、いきいき百歳体操や脳活き活き教室等の推進を行っており、それらの介護予防の取り組みとあわせ、住民が自分に合った介護予防の場を選択し、参加できるよう推進をしているところであります。

「ふまねっと」の普及につきましては、健康管理センターの講話メニューに掲載し、PRしております。毎年町内会健康推進部連絡会総会におきまして、講話メニューを紹介しておりまして、各町内会健康キャラバンを実施する中でもPRしております。また、ふまねっとサンタが主催しております「ふまねっと教室」についても、健康管理センターが防災無線による放送や広報誌への掲載などで幅広く周知しております。

今後の推進に関しましては、昨年から社会福祉協議会にて養成講座受講に対して費用の一部助成が始まり、町といたしましても、社会福祉協議会と協力し、地域包括支援センターで実施しております介護予防事業とあわせて、「ふまねっと」が介護予防として推進されるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、1点目の加齢性難聴者の補聴器購入に係る補助制度についてであります。

先ほどの答弁で補聴器の補助制度について詳しく説明されておりましたけれども、実はこれはあくまでも身体障がい者手帳をお持ちの、いわゆる障がい程度が2級から6級までということで、2級から3級が重度難聴用、4級、6級が高度難聴用となっております。

それで、例えば2級、3級レベルは、100 デシベル、その音すら認識できない、ほとんど聞こえないという方というふうにネットでも出されております。それと、例えば6級の高度難聴用についても、聴力レベルが平均 70 デシベル以上ということで、40 センチ以上離れたら聞こえなくなるという状況なのです。ということは、かなり難聴の度合いがすごい。したがって、先ほど私質問しましたけれども、これらの保険適用補助制度の恩恵を受けられるのは約1割程度、残り9割という方は、この基準に該当しないがために、自費で購入しなければならないということなのですね。ですから、私その1割については当然内容を承知しておりますので、その9割の加齢性難聴にかかわる方の補聴器の購入の助成制度を設けるべきではないかという質問をしたわけであります。

この加齢性難聴については、特に最近いろんな問題として取り上げられておりますけれども、国際医療福祉大学の岩崎聡教授でありますけれども、加齢による難聴、先ほども一部触れましたけれども、60歳代前半で5人から10人に1人、これが60歳代後半になると3人に1人、75歳以上になると7割以上という形で加齢性難聴という方が増えていくと。これは年のせいだということで難聴を放置すると、外出先で危険に遭う度合いが高まってくると。それから、災害時の警報が聞こえないなどのリスクが増えるというようなことも指摘をされております。

本町の高齢化率も38%を超えて、もう4割近くに達しておりますけれども、高齢の方が安心して広尾町に住み続けられる、その支援体制として、本町としてもその加齢性難聴対策をどう位置づけるか。そういった意味では、補助制度をどういった形で構築していくのかということが大切だと思いますけれども、その点についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 加齢性難聴の課題等につきまして、議員のほうから質問、それからご意見もあったところであります。

おっしゃったとおり、耳が聞こえづらくなると、やっぱり議員もおっしゃっていましたが、

いろんな文献にも書かれているとおり、いろんな情報が入りにくい、それにつれて認知症になりやすいとか、交通事故だとか犯罪被害にも遭いやすくなるだとか、そんなことが言われているとおりであります。

しかし、国のほうにおきましても、2級から6級の範囲内であるところの基準があるわけでありまして、今言ったように、そういったもう時代によって変わってきているわけでありまして、基準の見直し等につきましても、やはりこういった問題、社会性の大きな問題は、国に求めていくべきだというふうに思っているところでありまして、やっぱりこれは、これから高齢化社会、まだまだ続くわけでありまして、ましてや2025年問題と言われているところでありまして、しっかりとこの部分につきましても、公的補助制度の創設、この拡大をしっかりと国に向かって言うべきだというふうに思っているところでありまして、こういったこともやっぱり地域から声を上げていくべきだというふうに思っているところでありまして、よろしく願いを申し上げたいというふうに思っております。

広尾町独自でというご質問でありますけれども、大変今の段階では厳しい状況にありますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど広尾町の高齢化率が4割近くに達するという、そういった高齢化が進行しておりますけれども、例えば、東京都議会で昨年3月の都議会予算特別委員会で、難聴者支援、「聞こえのバリアフリー」に取り組むように小池知事に質問いたしましたら、知事は、聞こえのバリアフリーに取り組むというふうに答えております。これは国会でも参議院財政金融委員会等でも説明しておりますし、東京都は高齢化率が低いわけですが、そういった保険適用されない9割の高齢者をどう救済するかという形で、当然、国に対してもそういった公的補助制度を設けるように自治体から声を発することは重要であると認識しておりますけれども、その間、自治体としてやっぱり先駆けてそういった高齢者の難聴者に対する補聴器購入に助成制度を設けるべきではないかと思っておりますけれども、再度お答えをいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） おっしゃること十分理解をするところであります。

しかし、今、議員のほうから難聴に限ってのご質問をいただきました。高齢化に伴っていろんな体の不自由なところが出てくるわけでありまして、今、議員は難聴のご質問されましたけれども、いろんなところにこの問題等については波及をするところであります。特に、この難聴というのは、国が認めた前からある制度でありますから、その制度をしっかりと拡大をする、そういった声を上げていくことが大事だというふうに思っているところでありまして、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほどご紹介いたしました国際医療福祉大学の岩崎教授の、要するに加齢性難聴の原因でありますけれども、いわゆる耳の構造として外耳、中耳、内耳とありますけれども、この内耳にある細かい毛のある有毛細胞といいますけれども、この有毛細胞で音を聞き取るということが言われておりますけれども、加齢性難聴になると、この有毛細胞が加齢とともに徐々に壊れていくということで、そのために難聴になっていくと。この有毛細胞については再生することができないために、加齢性難聴は治りにくいというふうにされております。

加えて、最初は難聴の程度が軽いということで、先ほども言ったように、4万円程度のものでカバーできるものもありますけれども、年数を経過するごとに難聴の度合いが進むと、15万円とか20万円とかの高額なものを、機能のよいものを購入するということがあります。私の知っている方、これはちょっと別格なのですけれども、片耳で40万円の補聴器を購入したと。だから、両方合わせると80万円ですけれども、当時これは道内でも多分10台ぐらいしかない補聴器と言われておりますけれども、こういった方については同じ年金生活者でも一定程度の余裕のある方かなというふうに思いますけれども、本当に年金生活で生活する高齢者の方にとっては、例えば4万円、5万円のものであっても、やっぱり購入についてはちゅうちょする。それが冒頭申し上げた補聴器の所有率が欧米諸国から比べて極端に少ないという要因であるとの指摘をされておりますけれども、そういった意味では、高額のものについては一定程度限度がありますけれども、そういった初期の部分のいわゆる補助制度、それは金銭的には助成するとしても、それほど大きな額とはならないと思うのですけれども、それも含めて検討すべきだと思いますけれども、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろいろそれぞれ人が人生を豊かに元気に過ごすためにというところ、特に耳の部分、大変重要な部分ではあるのですけれども、だから、なおさら公的な制度が国においてあるのだというふうに思っております。しかしながら、ここの部分を拡大していくと、ほかの制度がない部分についても、やっぱりご指摘を受ける可能性が十二分にあるところであります。したがって、こういった公的制度的ある部分については、拡大をする方向でぜひ取り組みを進めていただければというふうに思っているところであります。

議員がいつも例を出して言われておりますけれども、私も質問を受けてこの問題をちょっと調べましたら、佐賀県が今年の3月に県議会でも国に対して意見書を提出しています。こういった動きがやっぱり全国的に広がること大事かなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 次に、介護職員用の介護補助機器の導入について再質問いたします。

この介護職員用の補助機器については非常に、いわゆる大型のリフトとかそういった、これは高知県の春野町でやっている部分については、リハビリテーション病院ですとか、そういったところも導入しておりますし、それを春野町の特別養護老人ホームにも導入したということで、高知県はそういった部分で介護職員の腰痛あるいは関節痛の予防防止含めて先進的な県というふうに聞いておりますけれども、総称して介護ロボットと言っているそうでもありますけれども、非常に種類が多岐にわたっております、当然広尾町の一部施設の中でも一定のそういったものは導入しているというわけでもありますけれども、ここで言う、いわゆるマッスルスーツといいますか、介護職員が身につける、それで例えば介護度4とか5のご高齢の方を抱き上げる、そういったときの補助用具という形で装着をする部分ということでもあります。

先ほど、この介護ロボットの購入については北海道が2分の1補助ということでもありますけれども、実はこれは先んじて厚生労働省がこれらの部分についても同様の補助をしているということで、それに道がこの補助制度に参画しているということでもありますけれども、やっぱり厚生労働省もこの介護施設の職員の腰痛を守るために、あらゆる手段を通して、補助制度も含めて要望については力を入れておりますし、少なくともよく言われておりますけれども、一般産業用の職員と比べて全国的な介護職員の給与月額が、以前は10万円と言いましたけれども、最近では8万円の減額という、少ないと言われているけれども、その報酬以前の問題として、やはり仕事がつきという、それによる離職が多いということを言われておりますので、そういった意味で私は本町にも一定程度そういった要因があるのではないかと思います。

実際この間、職員の方も介護士、介護員の募集について毎回防災行政無線でしておりますけれども、そういった意味では、働く環境をいかに改善するかということが喫緊の課題かと思うのですが、その点についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 介護職員の労働条件等々、やはり重労働だという認識もあります。本町の施設では、以前はそういった腰痛問題だとか、非常にきついだとかという話があったところであります。

しかし、現在は、やっぱり介護職員1人では抱えたり起こしたりはいたしません。必ず複数の職員が介助を行うという、そういったことでそれぞれ体に負担をかけない、そんな取り組みも今しているところであります。

ですから、年2回健診も行っているところでありまして、腰痛で辞職をするという、そんな状況には今のところはないわけでありまして、しっかりと職員のそういった健康管理にも気をつけていきたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） この介護ロボットにおいては、今、大手メーカーも含めて各社がいろんな形で研究開発を進めているということで、実は国もこのような開発研究費、助成をして、今は取り組んでいるところでもありますけれども、多分これらの取り組み、国の助成制度もまだスタートしたばかりだということで、これからますますそういった意味では介護ロボットの開発が進んで、さらに効率化が高められる、あわせて価格も一定程度抑えられるというふうになると思うのですが、実際にこれらの、商品名でマッスルスーツについては、多分まだ道内でもそれほど導入実績がない。本当にスタートしたばかりだというふうに聞いておりますけれども、したがって、町としてもこれらの効率性だとか、そういったものはやっぱり一旦現場で実証試験といいますか、そういったことがやっぱり必要かなと思うのです。私自身も新聞、ホームページで見た程度であって、実際のところは認識しておりませんが、現場の担当者も含めて、その点についてはまだ実証していない部分があるかと思います。そういったものをやっぱりきちっと現場で検証して、今後どういう形で効果性を高めていくかということが必要かと思うのですが、その点についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員おっしゃったとおり、デモンストレーション等の機会がございましたら、そういったことも企業の方々の提供を受けて取り組みを進めて、こういうものの導入をすることによってどう改善されるか検証してみたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 次、3点目の「ふまねっと」の普及促進について再質問をいたします。

まず、本町の「ふまねっと」の現状といいますか、平成22年に広尾町でも札幌のNPO法人ふまねっとの方が来られて、サポーターの養成講座をやられました。そのとき町外からも数名の方が参加されておりまして、多分15、6名の方が受講されたと思うのですが、その後、サポーターとして登録をして、ここで言うておりますふまねっとサンタですか、ここに登録しているのは12名というふうに聞いていますけれども、今現在サポーター数、何人おられるか、把握しておられればお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 10人と把握しております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほども言いましたけれども、当初12人でスタートしましたがけれども、その後、新規の方の養成講座という部分が取り組んでいないということで、その12人が高齢化だとか、いわゆるやめられて、今現在10人という形でありますし、先ほどお話ししましたがけれども、池田町が50人以上のサポーターを擁している。それから、大樹町も42名のサポーターを擁しているということでもあります。それは両町とも受講料を全部社会福祉協議会、一部町の介護予防事業の助成で賄っているということでもありますけれども、あるいは大樹町は、加えて年会費も負担をしていると、個人負担はしていないという、そういった中で週1回のふまねっと教室、これは農村部と合わせると、農村部は月1回ですからあれですけれども、月大体300人ぐらいの高齢者が参加しているということでもあります。それから、池田については、先ほど言ったように19会場でやっていますけれども、月平均大体320から330人参加されていて、それで年間4,000人の高齢者の方が参加をしているということでもあります。

先ほども言いましたように、北海道千歳リハビリテーションの森学長、これは公衆衛生学の先生でありますけれども、要するに、週1回1時間程度なのですけれども、このことによって一定の効果が得られるということでもありますけれども、本町の場合は月1回ですから、仮にその月1回の日が都合悪ければ、二月に1回という形で、そういった意味ではやっぱりこの「ふまねっと」の認知症予防という部分で効率化を高めるためには、やっぱり今の月1回では足りないのではないかと。例えば、池田についても19会場でありますけれども、中には月1回の会場もありますけれども、毎週やっている会場もあると。例えば、月1回の会場の近辺の人は、毎週1回やっているところにも参加されるということで、そういった意味で、非常に高齢者の方が積極的にそういったものに参加をして効果を上げているというふうに聞いております。

そういった意味では、本町のサポーター10人というのは、極端に少ないのかなというふうに思いますし、あわせて月1回では今言ったような形で効果が薄らいでいくということが言えるかと思うのです。昨年、1年間大体見てみますと、サポーターを含めても6人とか7人の参加なのですね、健康センターで行っている教室が。非常にサポーターもやっぱりご都合で来られない方もいますし、これはきちっと打開するためには、行政として、あるいはこれを社協と連携しても、他の町村でやっても構いませんけれども、1つは一つのビジョンをきちっと持った上で、どういう計画性で取り組むかということが必要かと思うのですけれども、この点についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この「ふまねっと」の普及につきましては、当初やはり大きな効果があると言われていた中で、それぞれ取り組みを進めてきたところであります。最初は、行政、健康管理センターが中心となってやっておりましたが、ふまねっとサンタ、ボランティア団体が立ち上がりまして、そこが中心になってきたところであります。そちらのほうに移行してきたところではありますが、なかなか思うような、今、活動になっていないというところもあります。ですから、

今後、社協ともいろんな協議をさせていただく中で、どういう形でこの「ふまねっと」を普及させていくか、検討させていただければというふうに思っております。

議員、今、他町の例を言われましたけれども、やはり住民の方が自分に合った介護予防、どれが必要なのかというところは、やっぱり住民が自分で選んでそれぞれ参加をされているのだというふうに思っております。広尾町も介護予防のいろんな事業、いきいき百歳体操が広尾町に今自慢の介護予防でありますけれども、筋トレですとか、いろんなサロンだとか、まちなかサロン、生き生きサークル、すまいる元気塾、いろんな教室、サークルなどがあって、そして住民の方が自分に合ったところでそれぞれ予防をするという、そんな仕組みになっているところであります。

今ご質問にありました「ふまねっと」も、やっぱりいろんなところで普及もしている代表的な介護予防でありますから、しっかりと社協と協議をして今後進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど言いました道教育大釧路校の北澤教授、今、NPO法人の理事をやっておりますけれども、当初は釧路で発信されて、それが全道に広がって、今、アメリカあるいは韓国の一部指導をしているようであります。日本国内でも今5,000人以上のサポーターがいて、それぞれの地域で活躍しておりますけれども、年間の参加者も40万人程度になっているということです。

そういった意味で、昨年も、これは後でわかったことで、社会福祉協議会が受講料の一部を助成して2人受講されたということなのですが、実は受講されたのですが、実際仕事を持っておられて、ふまねっと教室に参加ができないというようなことで、現時点では、そういったふまねっと教室には参画されていないわけでもありますけれども、今言ったように、今10人の中で実際活動している方が半数以下という形で、その方々が、例えば健康センターであったり、まちなかサロンであったり、あるいは豊似まで派遣要請があるということで行っておりますけれども、例えば池田町は介護予防事業で平成28年度からだったと思いますけれども、町が社協に200万円の助成をして、そういった中での「ふまねっと」の推進員というか、臨時の方を配置して、例えば農村部でふまねっと教室を行う場合に、サポーターさんをその社協の職員の方が現場まで送迎して、そういうふうに行っているというようなことも聞いております。

また、大樹町なんかも農村部でやっていますけれども、これについても参加者に送迎を社協が行っているという形で、やっぱりとにかく高齢者、中には車を所有していない、運転のできない方もおられるかと思うのですが、そういった方もサポートする中で取り組んでおられると。

やっぱり私、今回、厚生労働省が2025年に認知症の方が700万人以上になるということで、この数字を1割削る計画を出して、後で撤回しましたけれども、やはりこれらの部分についても、認知症予防というのは本当に高齢社会の喫緊の課題だと思うのです。その点についてはもっと、当然、事業主体が社協になるにしても、行政が一定のそういったかかわりを持ちながらやっていく必要が

あるかと思うのですけれども、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） これから介護予防をどうしていくのか、大きな課題だというふうに思っております。

議員、今「ふまねっと」を取り上げてご質問をいただきましたけれども、やはり広尾町全体で介護予防をどうしていくのか、介護にならないようにするためにはどうするのかというところ、本当に同じ共通認識にいたるのだというふうに思っております。「ふまねっと」に特化して今ご質問がありましたけれども、いろんなボランティアの人たちが「ふまねっと」も含めて、ボランティアの活動に参加をされているところであります。本当にそういった方々には敬意を表したいというふうに思っております。

その結果、十勝管内では下から2番目の介護の認定率になっているわけであります。これがやっぱり広尾町の大きな自慢できるところだというふうに思っております。保険料も下から2番目の安さでありますし、介護認定も認定率が下から2番目の低いところにあるわけであります。住民の方がボランティアで「ふまねっと」を含めていろんな活動に参加をしていただいた結果、このように広尾町の福祉を支えていただいているところであります。引き続き、議員がおっしゃいました「ふまねっと」を含めて、介護予防に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

次に、11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 私は、初めに、改正子ども・子育て支援法が5月10日、参議院本会議で成立しましたが、これで本町の子育て支援のあり方はどう変わるのか、町長に質問します。

2015年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。新制度の狙いは、保育所、幼稚園に対する行政責任を縮小させることにありました。新制度以前の児童福祉法では、第24条で市町村に保育実施責任が課せられていました。新制度になって保育所は、市町村の保育実施責任はなくさず、従来どおり児童福祉法第24条第1項に位置づけられました。市町村は、保育を必要とする児童を保育所において保育しなければならないとなっています。

一方、認定こども園、地域型保育事業を対象とした第24条第2項が加えられました。第2項では、

市町村の役割は保育を実施することから、保育を実施する事業者の確保と制度全体の運営に大きく変わり、直接保育を実施する責任がなくなりました。その結果、児童福祉法第24条第2項の施設事業に重点が移り、公立の割合が減り、企業の割合が高くなっているといえます。

本町では、本年度から町の責任で認定こども園としてスタートしていますが、残念ながら、待機児が発生している状況にあります。幼児教育・保育の一部を「無償化」する改正子ども・子育て支援法といいますが、その中身は子どもの権利を保障するためのものと言えるのか、町長に質問します。

次に、今年10月から実施を狙う消費税10%への引き上げを財源とすることについて、町長はどのようにお考えでしょうか。消費税には低所得者ほど重くのしかかる逆進性があり、経済的困難に苦しむ世帯をより一層追い詰める悪税です。今後さらなる「無償化」や保育施設の拡充を進めようと思えば、さらなる消費税増税が迫られる危険があるのではないのでしょうか。全ての子どもに良質な幼児教育・保育を費用負担なく提供するというなら、その財源は所得税や法人税などの応分負担で賄うべきではないのでしょうか。町長の見解を求めます。

3点目は、保育料は所得に応じて傾斜配分されています。低所得者層には「無償化」の恩恵は極めて限定的か、もしくは全くなく、消費税の痛みだけ押しつけられることになるのではないのでしょうか。この点では、町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、「無償化」に係る市町村の負担割合が対象施設により異なるといえます。私立保育所は国から2分の1の補助が出るのに対し、公立保育所は市町村の10割負担となるといえます。なぜこのような差が出るのでしょうか。本町のような小さな自治体では、公立保育所でなければやっていけないと思います。公的保育制度の後退につながることは、町長としてしっかりと発言をしてほしいと思います。どうでしょうか。

今回の「無償化」によって、これまで教育・保育給付に含まれていた食材費が公的給付から外されて、実費徴収の対象となります。給食もおやつも保育の一環であるにもかかわらず、実費徴収なのかと批判の声が上がっています。さらに、事務処理負担や未納のリスクも保育現場が背負うことになるのではないのでしょうか。鹿追町や芽室町では、無償化の提案をするようです。本町でも無償化すべきではないのでしょうか、町長の見解を求めます。

次に、広尾高校の制服に係る経済的負担軽減について教育長に質問します。

経済的に苦しい世帯にとって、高校入学準備に係る制服等の支出は大きな負担となっています。制服や教科書を買そろえるだけで、10万円近い支出となります。

そこで、制服の価格を調べてみますと、広尾高校の男子は4万6,872円、女子は5万1,192円となっています。

十勝管内の状況を調べてみますと、士幌町は高校進学等支援金として年額10万円、上士幌町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、大樹町などが助成をしています。大樹町では入学補助金として30人に3万円、これは町内に在住している新入学者に補助をしています。予算は90万円で喜ばれていると聞いています。

本町もぜひ助成を検討すべきではないのでしょうか、教育長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

1点目の幼児教育・保育の無償化について、子どもの権利を保障するためのものと言えるのかという質問でございます。

国は、子ども・子育て支援法の無償化に伴いまして、子育てや教育に係る負担を大幅に軽減し、子どもを産み育てやすい環境へと大きく転換するという説明をしております。子どもの生存、発達、保護などの権利を実現、確保するためにも、必要な施策と当町も踏まえた上で、今年10月からの無償化に伴う準備を進めているところであります。

2点目の消費税10%の引き上げを財源にし、今後、保育施設の拡充を進める際にも、消費税の増税が迫られる危険があるのではないかとのご質問であります。

町といたしましては、今後、幼児教育・保育に関しまして、子育てをする方々への支援は少子化対策の観点からも必要なものと考えているところであります。今後は、国がさらなる施策を進めるよう、町といたしましても要望していく必要があると考えているところであります。

3点目の保育料の無償化につきましては、低所得者層には恩恵が極めて限定的ではないかというご質問であります。

保育料の低所得者世帯の負担に関しましては、減免等により免除されておりまして、今回の改正においても、保育料以外の給食分に関しましても、免除されているところであります。もし今後、低所得者世帯の負担が増えることは、少子化対策の観点からも逸脱することと考えておりまして、町といたしましても、国の今後の動向を見定めていきたいと考えているところであります。

4点目の無償化に係る市町村の負担割合が対象施設により異なり、公的保育制度が後退するのではないかとのご質問でありますけれども、公立の場合、町が全額負担となっておりまして、地方交付税の財源確保となっております。それ以外の私立の施設については、今のところ当町には施設がありませんが、ほとんどが4分の1の町の補助となっているところであります。

いずれにいたしましても、町といたしましては、公的保育として現状のままと考えているところでありまして、町民の方に不利益にならないように今後も進めてまいりたいと思っております。

5点目の給食の実費により事務処理負担が増えるのではないかとのご質問でありますけれども、そのようなことがないように、その事務や徴収に関して処理は子育て支援室の事務担当が行いますので、保育現場には負担がないよう対応していきますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

高校の制服に係る経済的負担の軽減につきましては、管内でも幾つかの町村が実施していることは承知をしております。

本町におきましても、資格取得検定料、通学費、下宿等の補助をはじめとする10の施策をさまざまな形で助成制度を講じているところでございます。

ご質問の広尾高校の制服に係る経済的負担軽減につきましては、今の町の財政状況では非常に厳しいものがあるのも事実であります。この件につきましては、今後、管内自治体の動向を注視していきたいと考えております。

今後も広尾高校進学を希望する生徒が経済的負担で進学を断念することがないように、また、広尾高校の存続に向けてどのような支援が効果的なのかを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） まず、1点目の子ども・子育て支援法の関係ですけれども、無償化そのものは悪いことではありませんので、ただ、財源をそこに求めるというのは違っているのではないかなということでの私の1点目の質問なのです。広尾町がということではなくて、国が保育にかかわっての国の責任ですとか、それから公の責任、町の責任というものを子育て支援新制度がスタートしたころからだんだん削ってきていると。そのことを非常に私は危惧をしています。

子育て支援ということでは、もっとも国も予算をつけてもいいと思いますし、町村だけに負担をかけるというあり方はないと思っていますけれども、特に今回この新しい子育て支援のあり方が変わりましたので、本当に広尾町にとってとても大事なことだと思うのです。少子化と言われていの中で、子どもたちを健全にどうやって育てていくかということ、保育所というのは、今、認定こども園ですけれども、その果たす役割というのは非常に大きくなっています。そういう中で、制度がたびたび変えられて、しかも十分な審議もなしに審議が尽くされたと思えないような決め方が国のほうからされてくるというのは、非常に不安を感じるものがあります。

それで、消費税に頼らなくても別の財源でこういう予算は国にきちんと対応できるのではないかなということを町長としてもきちんと主張していくべきではないのかなと、そういうふうに思います。

この無償化の中身を見ましたら、企業の主導型の保育事業、保育の最低基準を満たさない、そういうところに対しても無償化の対象にするとか、非常に考えたら心配になる、そういうものも含まれていますので、やはり町としては、きちんと今の体制を守っていくということをやっていただくのと同時に、国に対してきちんと物を言うべきことは言っていくということが必要でないかと思えますけれども、その点については町長はどのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 本町におきます子育て、どうしていくのかというところ、広尾町としてはしっかり行政が担っていくという方針を出したところでありまして、今後も行政がしっかりと広尾町の子どもを育てる環境づくり、責任を持ってやっていきたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11 番（旗手） そういう意味で言いましたら、保育士の確保ですとか、待遇改善ですとか、そういうことも欠かせないと思うのです。保育士の資格を持っている方はたくさんいらっしゃると思いますし、ぜひ希望を持って働けるような、そういう環境をつくるのが大事だと思います。そのことがあるから、残念ながら待機児も発生させてしまったということだと思うのです。そういうことについては、町長は、どのように改善を図っていこうとお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今年、待機児童が出てしまいまして、大変申しわけなく思っております。その要因につきましては、議員がおっしゃった保育士の数が不足している部分にあるわけでありまして、前回の議会でもいろんなご質問を受けたところであります。

しっかり保育士がやっぱりやりがいを持って保育現場で働けるような、そんな職場環境をつくるのが急務だというふうに思っておりますので、しっかりと取り組みを進めたいと思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11 番（旗手） それと、3 点目なのですが、保育料というのは所得に応じてかかることになっていますので、今回の無償化で高額な所得といいますか、今まで高い保育料を払っていた方には恩恵が大きいわけですね。そういう意味で言うと、低所得の方は今までもそんなにかかっていなかった。無償化といっても特別変わらないということが、そういうバランス、アンバランスが出てくるのではないかなというふうに思うのですよ。

それで、そういう点で言うと、後のほうで言いましたおやつ代ですとか、そういうことでの新たな徴収というのは、発生しないということで考えていいのでしょうか。町の予算でそういう分を新たに見ますという自治体も出ておりますけれども、広尾町としては、新たなそういう徴収というのは出るけれども、子育て支援室のほうでやるということなのですか。その点について、もう一度お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 済みません。低所得者の関係でしょうか、全体の。

（「全体です」の声あり）

全体ですか。はい。

全体で今、無償化ということが打ち出されています。今まで保育料をもらっていたのは保育料と給食を合わせて保育料としていただいていた。今回、国はそのうち、保育料を無償にしますということですので、原則的には給食費はいただくことになります。ただし、低所得者の方々については、その辺については免除の規定が引き続きあるところであります。

ただ、まだ固まっていないところがたくさんあるわけでありまして、今、事務的な担当者レベルでいろんな打ち合わせを振興局単位でやっている最中でありまして、その辺については十分煮詰めて、これから方針を出していきたいというふうに思っております。原則的には、保育料は無料になるけれども、給食費をいただくということでもあります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） そのところで、1次質問の中で言いましたように、鹿追町ですとか、芽室町ではその部分は町費で見ますということを出しているのですけれども、本町でもやはりそういうことも視野に入れて新たな負担はさせないと。無償化をうたっているわけですから、その部分は別です、もらいますということになると、何だ、言っていることとやっていることが違うのではないかというふうに保護者にとっては映ると思いますので、その点について、そんなに大きな金額にはならないのではないかと思いますので、どうなのですか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 無償化ですから、受ける感覚は、ああ、お金がかからないのだなというふうに思っていると思うのですけれども、保育料、ひもといいただければわかるのですが、先ほど言ったように、保育料と給食入れて所得によっていただいているのです。保育料が無料になるから、こっちの部分の給食はいただくというのが、今までもいただいていますから、今までもいただいているし、保育料が無料になるというところですから、新たな負担ということは出てこないのだと思うのです。感覚的に無料だと言っていて、では給食費を払うのか、どうして払うの、無料なのにといいう感覚は残りますけれども、今までも保育料と給食費をいただいていた、保育料が無料になるので、新たな負担ではなくて保育料が無料になる、軽減されるというふうに捉えていただければと思うのですが、しっかり制度これから固まりますので、しっかり研究させてください。

財源については、結構かかるのです、今出てきませんけれども。何百万円単位という形で出てくるのだというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11 番（旗手） まだ金額は、はっきり出ていないということなのでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 概算でありますけれども、全部給食費を無料にすれば 500 万円から 600 万円の試算を今しているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11 番（旗手） 国が大々的に無償化ということを打ち出しているわけですから、やっぱり保育所に子どもを出している親御さんたちも、無償化になるのだなと、そういう期待を持っていると思いますので、500 万円、600 万円ということでしたけれども、ぜひそのところは町民にがっかりさせないような検討をしていただきたいと思います。

それから、高校の制服の関係ですけれども、広尾町が広尾高校に対していろんなさまざまな助成をしているということは、私も十分認識をしております。私、今回全部調べてみましたけれども、ほかの自治体も何もしていないというところは少ないです。そういう中で、大樹町の例を先ほど挙げましたが、大樹町、広尾と同じ規模くらいですね。3 万円の助成をして、やっぱり入学の時期にお金がかかるというのは親御さんにとって大変なことです。その 3 万円の助成というのは、とっても喜ばれているよという、そういうことを聞いております。

本町としても、ぜひこれを検討して、子育て支援ということもありますけれども、広尾高校を存続させるということから、こういう施策は必要ではないかなと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 今、旗手議員おっしゃいましたけれども、私もそのとおりだというふうに思います。思いますけれども、いかんせん、毎回言うフレーズで大変申しわけないのですけれども、お金がないのです。

ですから、私、就任してから、今、教育委員会でさまざまな事業展開を高校以外でも展開をしています。全部とは言いませんけれども、重立った事業について長年やってきて、やっぱり今、効率的にそれが実施されているのかどうかということも検証してくれということで、事業の見直しを図っております。時には、この取り組みを広域でやったらどうだとかいうようなところまで、今、南十勝の教育長レベルでそういう事業展開をしていったらどうだという事業もございますので、そういう中で事業費の見直し等も発生してきますので、そういう中で財源が見出せば検討材料の一つになるのかなというふうには考えております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11 番（旗手） 事業の見直しも確かに必要だと思います。

それで、各町村が高校に対してどういう助成をしているかというのも、私、今回全部調べてみました。さまざまな広尾町がやっているようなことも多くの自治体は取り組んでいます。そういう中で、やはり入学時にかかるものについての助成ということも、先ほど1次質問で言いましたように、多くの自治体が実施をして、親御さんの負担軽減を図っているという事例もありますので、いろいろ取捨選択されるのだろーと思いますけれども、これはいいというものは削ってもいいですけども、新たなものもぜひ検討材料に入れて、そして援助をすると、そういうことも必要ではないかなと思いますので、その点についてもう一度お願いいたします。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 町内の子どもの数が年々減少していく中で、当然、広尾高校、今、今年は2間口確保できましたけれども、昨年あたりは1間口という形になってございます。今、中高一貫教育を実施しておりますけれども、今後、生徒数が減少すれば、当然先生の数も減ってきます。そうすると、実際に中高一貫教育が実施できるのかということも危惧されますので、今そういう段階に入ってきているのかなというふうに思っています、現場の高校とは、今後どういう展開が必要なのか、高校では一部、CSの導入も今考えているみたいであります。

そういう中で、地域の方も取り込んで、今後、学校運営協議会なども高校に立ち上がったときに地域からもそういう声が上がればいいのかというふうには考えておりますので、今後、今ある存続対策協議会ですとか中高一貫教育連絡協議会、こういうところにも話をおろして検討していきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 次に、10 番、^{おだ}小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10 番（^{おだ}小田） 1つ目は、町民にとって安全で安心できる日常生活のために、行政として万全の対策を行っているのだろうか、あるいは行えるのだろうかという質問であります。

この1、2か月の間にも、私たちの国、日本において、あつてはならない事件が続発しています。

1つ目は、4月19日の東池袋自動車暴走事故でありまして、87歳の高齢者で元高級官僚の運転によるもので、その場にいた母親とそのお子さんが巻き込まれ、死亡しました。加害者が逮捕されなかったことから、また、元官僚であったことから、SNS等で上級国民だからという形で非難され、非常にこの事件は多くの国民が注目したところであります。

また、滋賀県大津市で信号待ちをした保育園児の中へ車が突っ込み、園児2人が死亡したものであります。

また、3つ目の例として、川崎市20人殺傷事件では、バス停で待っていた子どもたちの中へ刃物で襲いかかり、加害者みずからも命を絶ったものであります。

これらの事件の後にも、76歳の元事務次官が息子さんを殺害したり、つい先日、福岡市で80歳以上の高齢者による自動車逆走事故で死亡という痛ましい事件が連続しています。

ここでの質問は、今挙げた痛ましい事件がこの広尾町でも起こり得るのだという、起こり得るのだからという、全町民による、全議員による、そして町行政全体としての自問自答だと思います。東池袋の事件からは、高齢者の運転免許証の返納をより進めていく、あるいは違った方策はないのかどうか。また、2つ目の滋賀県の大津市の事件については、日常私たちが暮らす町での交通安全について徹底して対応しているか、事故の多い交差点あるいは交通標識の可視性のレベルはいいのか、また、園児の屋外活動の安全性についてもいろんな議論があると思いますけれども、この辺についてはどうなのか。そしてまた、3つ目の事件としては、子ども110番のキャンペーンの再確認の必要性や、あるいは旗の更新、あるいは小学生の登下校時の交通指導員の業務による現状のままでは満足できるのかどうか、その他、対策として、新しくあるいはさらに徹底が必要な部分は何か、そのことについてお聞きしたいと思います。

2つ目は、人口減少に伴う町内会の会員数の減少や加入率の低下という問題の中で、今後、行政はどのように対応していくかということであります。

広尾町では町内会という名称ですが、全国的には自治会あるいは都市部では区会ということで、全国に30万の町内会があるとされています。5月の臨時議会で行政報告があったように、美幌町内会とフンベ町内会は合併しましたが、今後もこのような再編も余儀なくさせられるのではないかと考える次第であります。

町内会活動は、親睦やコミュニケーション、そして情報交換から始まって、高齢者に対する見守り隊というキャンペーンというか運動、そして、そのほかに防災、防犯と多岐にわたり、町としてもこのようなボランティア的な互助組織団体に頼るところも大変多いと思いますが、重要な項目であるところの防災、防犯に関して支障を来していくのではないかと危惧する次第ですが、その辺についてはどのように考えるか、お答えください。

3つ目は、プラスチックごみによる海洋汚染に自治体として何を行っていきますかという質問であります。

これは前回の一般質問の際に、町長もプラスチックごみに関しては、一般的な分割や仕分けをしっかり処理していけばよいのではというふうに思っていたというふうにおっしゃっていましたが、私もこの問題を取り上げたときに、何と太平洋の真ん中にフランス国土と同じ大きさのプラスチックごみの山が存在し、環境汚染の原因となっているということを初めて認識した次第であります。

国として日本の対応についてですが、レジ袋については、つい最近の報道で環境省は2020年以降の義務化を発表しています。そしてまた、包装容器やペットボトル等については排出量を2030年までに25%の削減としています。

G7カナダでの昨年6月の会議では、海洋プラスチック憲章にサインもせずに、このように日本の対応は恐ろしく遅いわけではありますが、海外においては、海外のレジ袋については、既にインド

やフランスでは禁止されています。有料化を義務づけるというような生易しいものではありません。そして、有料化に踏み切っているインドネシア、ポルトガル、オランダと、多くの国がこれに対応しています。オランダは1枚34円にレジ袋の値段をしたところ、4割も削減されたと聞いています。

しかしながら、日本でも既に都道府県ベースで独自に有料化をスタートさせている自治体があります。富山県は10年前に始めていて、14億枚のレジ袋の削減、山梨県も8億枚の節減、削減となっており、その他の自治体も含め、既に20以上の自治体がこのような取り組みをしています。

また、杉並区においては、2008年に有料化を推進する条例を始め、レジ袋がわりのマイバッグが34%になっていると言われています。いわゆるメーカーでは、味の素や日清食品、その他多くの製造業の方、そしていろんな食品業の会社が新しい試み、新しい対策をどんどん打ち出しています。もう大変遅過ぎると思いますが、これに期待するしかないと思います。

それと並行して、広尾町の自治体としての対応に期待しながら答弁を待ちたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上3点、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） ^{おだ}小田議員の質問にお答えをさせていただきます。

町民の安全・安心な生活を守るための対策についてであります。

最初に、高齢者が起こした大変な事件が数多く報道されているところであります。その対策でありますけれども、本町におきましては、高齢者が運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを進めるために、いろいろな運転経歴の証明書などを助成する事業を実施しているところであります。このように悲惨な交通事故を防ぐために、より一層高齢者の方が自主的に返納しやすい環境づくりを進めていきたいというふうに思っております。

2点目の大津市で起きた関係でございまして、道路の構造上の点検等の関係でございまして。本町につきましては、関係機関とともに昨年の9月、それから本年4月に通学路の状況について点検を行っているところであります。さらに、今年は、より効果的に通学路等の安全確保に向けた取り組みを進めるために、広尾町通学路交通安全プログラム、こういったものをつくりながら、行動点検を実施、対策の実施、それらを継続的に取り組みを進めていきたいというふうに思っております。児童生徒が安全に通学できるように通学路等の安全確保に取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

続きまして、川崎市で発生いたしました小学生児童の殺傷事件があったところであります。本町におきまして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていく今取り組んでいるのが子ども110番の家の旗であります。現在は55か所ありますけれども、いろんな点検を行った結果、もう少し設置箇所の増加が必要という指摘がございました。そういった対策も取り組みを進めながら、また、通学路の交通安全プログラム、これにおきましてもしっかり取り組みを進めていきたいというふうに

思っているところであります。1点目の答弁であります。

2点目の町内会の会員数の減少、加入率の低下の関係についてであります。

コミュニティの活動の中核というのは、やっぱり町内活動であります。それぞれの地域の事情に即した自主活動が行われまして、交通安全、それから防犯、防災、美化運動、これらの活動を通じて相互の交流を深めているところであります。

特に、災害発生時には防災関係機関だけでは十分な対応ができないことから、ふだんから顔を合わせている地域の人々が集まってお互いに協力し合いながら、組織的に取り組むことが大変重要であります。それらを担っていただくのが、各町内会に設置をしている自主防災組織であります。自主防災組織では、防災知識の普及や啓発、防災保管庫の点検、独自に防災訓練を実施している組織もありまして、災害発生時には高齢者や障がい者の方など自力で避難できない人の避難誘導、被災者の救出などを行っているところであります。そういった意味で、町内会の活動が特に災害時には大きな効果を出すものでありまして、しっかりと町内会の活動の推進、本町としてもそれぞれ指導していきたいなというふうに思っているところであります。

3点目の海洋ごみによる海洋汚染対策についてであります。

前回、質問をいただいたときに、しっかりと住民の方がごみを分別して再利用する、そしてリサイクルをする、そういったことを答弁させていただきましたけれども、それだけでは足りないのだというところが、近年報道されているところであります。世界的な課題になっているところであります。分別ではなくて製造者側が製造しないという、そういうところまで踏み込んでいるところであります。

特に、議員おっしゃったように、買い物袋の有料化、これがやっぱり大きな効果があるのだというふうに思っております。それは企業、企業で選択する方向には今現在なっておりますけれども、国は義務的に有料化にするという法制化で今進んでいるところであります。我々住民側がしっかりと分別をすることが必要でありますし、しかし、つくる側において、そういったプラスチックごみになるようなものを製造しないという、そんなやっぱり取り組みもぜひこれからは必要かなというふうに思っております。本町においても、それぞれ企業ごとに対応が違いますが、広尾町としても商工会と十分話し合いながら、商工業者がみずからそういったものをいち早くそれぞれの個々の店が有料化をしていく中で、そういったものを使わない、住民の方に理解をしていただいて、買い物袋を持参していただく。そんな取り組みもぜひ本町としても積極的に商工会と協議をさせていただいて、進めていきたいというふうに思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） おだ小田議員。

1、10番 おだ（小田） 私も具体的に幾つかの事件を説明というか、取り上げましたので、町長のほうも具体的に、こういう件についてはこういうふうにするという形で対策、対応をおっしゃっていただきましたが、それをもう少し、より具体的にお聞きしたいのですが、免許証の返納の件ですけれ

ども、おざなりと言ったら言葉が悪いのですけれども、他町村でやっていたやつとほぼ同等かと思うのですけれども、もっと積極的な、今回こういう事件が起きたので、かなり悩んでいる方も多いし、全国的にも多くの方が返納しているというふうに聞きます。それをより加速させるということ、具体的に庁舎内で討論、討論と言ったらおかしいのですけれども、会議の中でいろんなアイデアを持っている方もいるだろうし、そういうことをやっていただきたいと思うし、ちょっとかなり困難なことを私も提案するのですが、例えばよく、自分もそうですけれども、自分の家族なんかも、返納した人もいますし、いろんな方がおられるのですけれども、個人情報と言ったらまずいのですけれども、結構運転がおぼつかなくなる人がかなりいます。そして、例えばどこの誰々さんは、実際の話だから、ちょっと危ないねとか、そういう話が結構蔓延してくると、私も申しわけないけれども近くに行かないように、お互いにマイナスの効果があるわけですから、そういう情報というのはなかなか取り上げるというわけにもいかないのだけれども、やはりそれが一番の対応というか、対策になると思うのですよ。そして、家族の方も心配しているだろうし、今回のこういう事故を本当につぶさに見ていくと、もう少し前に家族が、もう少し前に車をもっとすぐストップするような人を派遣したらとか、そういう車に入れかえるとか、いろんな方策があるのですけれども、実際には運転する方の認知度とか、そういう技能の面が大変影響してくるので、この小さな町においては、より必要な情報として取り組めることはできないのかということ、もちろん家族から、こういうふうにして言うこと聞かないのだけれども、どうしたらいいんだとか、相談を受ける場合もあるとは思いますが、その辺、いわゆる有効な対策に結びつけるようなことはできないのかということ、これをまず検討していただきたいと思います。

そして、あと交通標識なんかは、例えばいろんな点検されていますけれども、私も走っていて、とまれというサインが高過ぎるとか低過ぎるとか、いろんな人にもよるのだけれども、その辺のチェックなどももちろんしているのでしょうねという話ですから、もししていればお答えは要りません。

そして、あと園児の屋外活動についてなのですが、これは私もいろいろ調べたら、都市部では幼稚園が狭いために緑の部分が少なくて、中で遊べない。だから、ちょっと近くの公園に行き遊んだりとかいうことで、走る凶器の中を、信号を守っていても凶器は関係なくどこからでもすっ飛んでくるという状況の中で、子どもたちを危険な目に遭わせると言ったらおかしいけれども、幾ら見守っていても、そういうことはあり得るのだとすれば、やはり広い幼稚園の中に緑の部分だとかグラウンドだとか、そういうことが外での遊びとか、そういう野外活動ができるようなところであれば、私は、ほかのいろんな人にも聞いたのですけれども、外には出さないというふうにしてもいいのではないかとこのように思います。いろんな論議あると思います。確かに、中でずっと閉じ込めておくとうまくないとか、その辺のちょっと医学的なデータとかそういうのはわかりませんが、幼稚園児と小学生ぐらいのレベルはどうかわかりませんが、私、小学生のころは、グラウンドで遊んだり、何だかんだすれば、学校へ行って外に出されなくても何も文句なかった。だから、たまに映画館が少なかった時代に映画に連れていかれたりとか、外に行ったりとか、そういうことは何回かあったけれども、日常的に外に出るということは、なかなかないと思うのですね。

この件については、保育所あるいは幼稚園の方とその辺の外出に関していろいろ討議、討論というか、検討なりされたのかどうか、あるいはそしてまた、町長の意見はどのようなかということについてお聞きしたいと思います。

それとあと、先ほどの交通標識のところに戻りますけれども、ちょっと私も自分でも矛盾した意見を言うかもしれませんが、例えば、ここの役場の仕事というか、終わって出るときに、私は駐車場は役場の山側でない、海側にとめます。そこへ行くときに、実際に横断歩道はないですね。そして、駐車場の真ん中をほとんどの人が歩いていきますよね。これはやむを得ないとは思いますが、誰もわざわざぐるっと回っていかないのです。それで、こういうのは、例えば子どもにしたら、横断歩道を歩かなければいけないのに、役場のおじさんたち、あそこをとことこ行っているよと。笑い話になってしまうかもしれないけれども、そういうことなのです。ですから、まさか道路の真ん中にあそこに横断歩道の線を引くということはあるのかどうかということも難しいのだけれども、その辺自体からまず、そして、ちょっとどうしたものかなというのがあります。

それと、あとデイライト運動というのがありましたよね。あれも私は非常にいいことだし、やるべきだけれども、私は余り従ったことはないのは、ちょっと古い車に乗ったときにつけっ放しでトラブルという、よくありますよね。そういうこともあったので、ちょっとやってはいないのですけれども、今も町としてはどのような形態でやっているのかはわかりませんが、私が認識していないのかもしれないけれども、もし余りその運動をちょっと下火というか、わかりませんが、になっているとすれば、私は例えば交通安全キャンペーンの月間を徹底してやって、一月だけにすると。言ってみれば、オオカミの話ではないけれども、ずっとやっている、いつもやっているということでも張りがないけれども、季節というか、1年に何回かだけそういうふうに徹底したデイライト運動、警察の前にも「デイ・ライトの街」というふうに書いてあるのです。だけれども、余りやっていることに私が気がつかないのか、見えないので、その辺もまた対応というか、対処していく必要があるのではないのかなというふうに思います。

それと、あと1つ、当たり前のことを言いますが、今回のようにちゃんと信号を守って待っていても突然凶器が飛んでくるという状況の中で、こぐまクラブでもないし、何かありますね。子どもたちに交通安全を教える授業というか時間があると思うのですが、子どもたちにこういうのも、矛盾して先ほどと同じようにあれなのですけれども、赤信号でとまっていたり、青信号で歩いたりしていくことも実は危険なのだよということをどこの年代、年から教えていくのかということですね。私もいろんな事故が起きると、ただ漫然として信号を待っていることでなくて、やはり走る凶器がどこから来るのか、いつも気をつけています。広尾町の場合は、見通しがいいから、それほどでもないのですけれども、帯広、札幌へ行きますとやはり何が起こり得るかわかりませんので、そういうことを子どもたちにも何か教えられるようなことというのはやっているのだろうか。大変教育が大事だから、ただとまっていればいいよと。多分、子どもたちは、何人かで行くと遊びながらしゃべりながら、車のことは一切気にしていないと思いますよ。でも、そういうことも、ややわかり始めたときに、そういう交通安全に関する教育についても、やはり町としてどのようにやっているのか、細かいですが、大事なことで、かかわっていただきたいと思います。

今、いろいろ具体的にお聞きしましたがけれども、そのことについてお答えください。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず最初に、高齢者の方の運転が免許証を返納したほうがいいのではないかと
いう方に対して、個人的な指導を行ったらどうかということでもありますけれども、なかなか個
人的な対応については難しいのではないかというふうに思っております。

そこで、これだけ頻繁に全国で高齢者の方が大きな事故を起こしているわけでもありますから、広
報による周知並びに老人クラブ等などでも出かけていって、そのような講話など警察にお願いする
とか、いろんな取り組みも進めていきたいというふうに思っております。

また、後期高齢者医療に関するお知らせを毎年するわけではありますが、その中に免許の返納の関
係についても入れていきたいなというふうに思っております。特に、車が乗れなくなるわけであ
りますから、返納証明書がありますと十勝バスの運賃が半額になるとか、そういったこともあります
ので、そういったことを周知していきたいというふうに思っております。

次に、デイライト運動の励行についてであります。

本町において過去に死亡事故が発生しまして、それ以来、デイライト運動に取り組んでいるとこ
ろであります。本町の交通安全運動の柱にもなっているところでもあります。デイライト運動の効果
というのは、あらかじめ相手を認識するという大きな効果があるところでありまして、続けていき
たいなというふうに思っているところではありますが、なかなか皆さんに周知徹底されていない面も
多々あるのではないかというふうに思っております。でも、いろんな交通安全運動の週間において
も、しっかりと呼びかけをしながら、このデイライト運動は続けていきたいというふうに思ってい
るところであります。

次に、子どもたちの屋外活動についてであります。

幼稚園等の子どもたちの散歩の議論が、あの事故以来、それぞれいろんな角度から報道されてい
るところであります。子どもたちの散歩につきましての狙いでもありますけれども、子どもたちが散
歩をすることによって、外を歩くことによって、社会と触れ合うことによって、感受性を育む。木
だとか鳥だとか虫だとか、いろんなことに触れることによって感受性を育む。それから、もう一つ
は交通ルール勉強、これもあるわけであります。やっぱり信号機の見方、渡るとき車が来たら危
ないとか、そういったことも大きな1つになっているところでもあります。あわせて、社会性を身

につけるということも挙げられているところでもあります。歩道を歩いているといろんな方と触れ合うわけですから、そういった人との触れ合い、それから先生方の姿を子どもが見るわけですから、安全を確保するためのそういった姿を見ながら、社会性を身につける、このことが言われているところでありまして、本町のこども園につきましても、引き続き、こういった観点で散歩は続けるということでもあります。しかし、子どもの安全第一でありますから、より一層、今まで以上の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

また、子どもたちの交通安全の指導についてでありますけれども、学校に上がる前の園児につきましても、こぐまクラブ活動というのがございます。そこは主に交通安全の教育をするわけでありまして、DVDを見せたり、それから人形を使ったダミーの実験で実際にぶつかってみたり、自転車をぶつかってみたり、そういったことを見せながら、そういった教育もしているところでもあります。また、学校に上がった児童につきましても、交通安全教室なども実施をしながら、そういった子どもたちの交通安全教育を進めているところでもあります。

以上であります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） そうすると、デイルイト運動、私が気がついていないだけで大体、デイルイト運動は役場の職員のためということではないのだけれども、私も町民としてやらないとだめだということと言われてもいいのですが、実際にパーセンテージ的にはほぼ100%やっていると、100%はあれかもしれないけれども、やっているということで認識していいのですね。ということをして1つ。

それと、あと私、今ちょっと昼にうち帰るときに、道路を走っていったのですけれども、横断歩道の白線は大体片側に5つぐらい白で引いてありますけれども、全くないところもかなりあるというふうに、今、本通だけですけれども、一番見やすい時間で見て、そういう状態であったのですけれども、その辺は交通標識とか、いろんな交差点のいろんな標識についてのチェックリストに載っているのか、いないのか、その辺。あれは町で引くわけではないだろうから、いわゆる要請ということになると思うのですけれども、その辺なんかはされているのかどうかを聞きたいのと、それとあと、小学生の登下校時の交通指導員の業務なののですけれども、一時ちょっと私もうろ覚えであれなののですけれども、削減か何かしたことありましたよね。それで、削減しておいて、今回こういういろんな事故が起きているから増やすというの何か、減らしてはいないですかね。その辺は同じ状況でやっているのですかね。その辺だけちょっと確認をさせてもらいたいのと、あと場所的にそういう、子どもも少なくなっているから、いろんな帰るときに方向性から見て少なくなっているのかも、必要のないところも出てきているのかもしれませんが、その辺について教えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 横断歩道含めて道路の点検等につきましては、先ほど通学路交通安全プログラ

ム、これをやっぱり立てながら、当然警察も含めながら、交通安全のいろんな協議会を含めながら点検することになっているところであります。そういったこともしっかり見ながら、交通安全対策を進めてまいりたいと思っております。

それから、交通安全指導員の関係であります。3名の配置で予算計上して、これまでも従来どおり3名であります、残念ながら今1名が減になっておりまして、2名体制で行っております。募集をしているのですけれども、なかなか応募してくれないというのが現実であります。でも、しっかりこれからも引き続き募集をかけて、何とか3名体制を維持していきたいというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 1つ目の質問はそれで終わりますが、町内会の関係の質問なのですけれども、具体的に災害時の例えば安否確認等のための名簿についてなのですけれども、いわゆる町内会に入っていて、町内会費もいただいて、そして名簿をつくったりしますが、入られない方、個人の自由ですから、いろんな理由で入らないという方がもちろんおられます。それはそれでいたし方ないのですけれども、そうしたときに、そういう人たちについても名簿として安否確認用と言ったらあれですけれども、そういうのは教えてほしいのですが、つくっているべきなのか、町としてその辺は何か指導といいますか、しているのか、あるいはどうでもいいよというのか、その辺教えてほしいと思います。

それと、それにかかわって、いわゆる町内会も法律が変わって個人情報保護法の事業者ということで法的になっているので、たしか町内会自体が、いわゆるこの法律に基づいてなっていますよね。と思うのですが、違っていたら教えてほしいのですが。ですから、そうすると故意にその情報を漏らしてしまうということもあり得るかもしれないし、ある程度やはりそちらも町内会の会合、総会等には、担当者の方が来られて、そういう話は余り聞いたことないのですけれども、罰則規定があるから気をつけろとか、あとそういう名簿をつくったときの個人情報保護法にかかわって留意点とか、その辺についてもしっかりと町内会に対して言われているのかどうかということで、確かにいざというときには安否確認のために、もし存在がわかっているれば多分、町内会長あるいは担当者のところでリストには入れていると思うのですけれども、その辺、曖昧にはなる部分もあるかもしれないけれども、町としてはそういう災害時の対応として、基本的なレベルとして、どのように考えているのかということ、そして、それについては、もし教えてもらえれば、他町村なんかは、そういうリストについてはどのように対応しているのかということも教えてほしいなと思います。そのことが町内会にかかわっての再質問です。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 個人情報等についての関係でありますけれども、自主防災組織で名簿を提出していただいております。何かあったときに支援をするという名簿でありまして、その名簿を提出していただくときには、この情報については一切ほかに使用しないという誓約書みたいなものをきちんと町内会と取り交わして、名簿の提出をいただいているところであります。

（不規則発言あり）

ちょっと休憩をお願いします。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午後 1時13分 休憩

午後 1時15分 再開

再開します。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 済みません。答弁訂正させていただきます。

いろんな名簿の提出を受けて、役場のほうが管理をしているという旨の説明をしましたがけれども、過ちで、その関係は、ほかの事業で福祉の関係で取り進めている事業について個人情報を受けているときには本人と役場とできちんと誓約を交わしているということでありまして、自主防災組織の中では町内会単位でそれぞれがつくっていただくというところでありまして、行政側と町内会の取り決めはございませんので、済みませんでした。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） それでは、最後の3つ目の海洋汚染にかかわっての再質問なのですが、端的に、杉並区のように、まねしたらどうだとは言わないですけれども、やはり確かに、いわゆる啓蒙といいますか、周知というか、そういうだけでは事足りなく、例えば、もっと一つの町の姿勢として、商工会と協議とかということ、それはそれでいいのですが、もし海洋プラスチックごみの状況が、私も見てはいないのだけれども、画像が何かに出たのかもしれないですけれども、その辺のありさまを見て、海にかかわるこの町としても大変だということが、きちっと認識されているのであれば、少なくとももっとレベルアップというか、ギアを上げて商工会とその辺を取り組める形で広尾町としてはいかないのでしょうか。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） このところ毎日、新聞、テレビでこの問題については報道されているところでありまして、G20でも合意を目指す方向で、今、取り組んでいるようであります。本当に深刻な問題だというふうに思っておりまして、法律で規制する動きになってきているところであります。

だからといって何もしないのかということではなくて、やはりそういった啓蒙等を強めていく必要があるのだというふうに思っております。しっかりと商工会とも連動しながら、それぞれの買う側でも求めないし、それからお店側でも提供しないという、提供するからにはお金をもらうという、5円とか、今5円でしょうか、何円でしょうか、やっぱり払いやすいのですね。だから、結構やっぱりお金を、負担になるような金額だとなかなか求めないのしょうけれども、そういった取り組みをしっかりと商工会と連動しながら進めていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、3番、北藤利通議員、登壇の上、発言を許します。

1、3番（北藤） 私は、バイオガスプラントの推進について質問させていただきます。

本町の生乳生産は、平成30年度5万9,000トンに迫る連続更新を続けている中、道産生乳の安定供給に向けて、今年度の生産量はさらに増える見込みであり、今後も安定的生乳生産と持続可能な酪農を行う上で、適正なふん尿処理を行うことを求められています。

ご存じのとおり、バイオガスプラントは、臭気を大幅に低減でき、肥料価値の高い消化液をつくり出し、また、発酵槽内の維持温度について高温発酵を採用することで家畜病原菌の殺菌効果も十分に期待できることから、多くの地域で注目されている新しいエネルギーシステムであります。

本町においては、農協がプラントの建設に向けて平成29年、30年度の2か年、調査事業に取り組み、これについては町も共同体という形で参画を果たし、事業化に向けた検討のほか、調査事業費に補助残に対する財政支援などを行っていただいております。

今後、この調査を踏まえて、参加希望する31戸の酪農家と農協間で法人設立、運営方法の調整や建設へ向けた計画策定などの動きが出てくるものと考えておりますが、売電収入が見通せない現状において、多額の設備投資と運営コストが大きな課題となっているわけです。バイオガスプラントの推進に対する町の考えを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 北藤議員の質問にお答えいたします。

本町の基幹産業である農業は、平成30年度の農業産出額が78億円に上りまして、そのうち畜産関連が75億円を占めております。このことから畜産は、本町にとって地域経済の底上げの基礎となっている重要な産業であります。

家畜ふん尿処理のためのバイオガスプラントは、酪農振興と環境汚染抑制に直結する農業問題として考えているところであります。バイオガスプラントは、環境に配慮した家畜ふん尿処理とあわ

せ、再生可能エネルギー施設として電気や熱エネルギーの生産、消化液の肥料化など、地産地消型エネルギーシステムとして有効であります。町といたしましては、今後とも農協が主体となって取り組んでおりますバイオガス事業が着実に推進できる環境を整えていけるように、今後とも努力をしていきたいと思っているところであります。

売電収入に関するご指摘につきましては、産学官、これが連携をする十勝バイオガス関連事業推進協議会を立ち上げておりますし、また、北海道酪農振興町村長会議、こういった会議もあります。その中であらゆる関係機関と協議しながら、しっかりとした対応をしていきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） 今、推進に向けて答弁をいただきましたが、冒頭に申し上げたとおり、バイオガスプラントは本当に多額な投資と運営経費がかかるわけでございます。再生可能エネルギーに取り組む事業主として、よくF I Tは命綱だと言われます。バイオガスプラントは標準試算で10数億円の経費がかかる事業だけに、もちろん北電に対する送電網拡充への取り組みは重要なだけにもちろんと思いますが、売電収入がなく、帳簿上、採算が合わないからプラントを建てない、また、中断するということにはならないと思うわけであります。本当に正しい判断なのか、酪農家である私自身、自問自答いたします。食べ物をつくる仕事として、環境にかかわる仕事として、今すぐにもできることがあるのではないかと、そんな気持ちで強く思うわけであります。

一般質問の際、町長から農業振興の観点からご答弁もありましたが、その辺についても一度町長のお考えをお伺いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、バイオガスプラントの推進について、いろいろご意見をいただいたところであります。

現在、十勝管内の16の市町村で31基のプラントの計画があるのですが、25基が立ち行かない状況になっています。それというのも、送電線の容量がないという電気業者の回答なわけであります。売電を目的にしておりますから、やはり売電をするためには送電線で送らなければならない、電気事業者はその容量がないというふうに言われているところで、立ち行かなくなっているのです。

そこで、十勝全体として先ほど申し上げましたとおり、十勝バイオガス関連事業推進協議会、これを立ち上げております。なぜこの事業を立ち上げたかというところ、一般の事業者が太陽光の発電をして売電をする、その事業とは異なるというところを理解してくれという言い方を農水省、経産省、環境省にしているわけであります。やっぱり農業のバイオガスプラントというのは、環境に配慮し

たことと、それから地産地消を目的として肥料に使ったり、そういったことで地元の経済に役立てる、産業振興に役立てるという観点で、ほかの事業者が売電目的で太陽光発電をするのと別な扱いをしてくれということで、それぞれ担当の省庁に要望しているところであります。でも、なかなか電気事業者としては、それを区別して今のところ取り扱うことはできない、ほかの売電業者とやっぱり同等なことで扱わざるを得ないというところで、今、壁があるわけでありまして、これは、そのままでいくとそのとおりなので、やはり政治的にここの部分についてはどう立ち向かっていくかというところが一つの壁になっていまして、今、十勝全体として協議会を立ち上げて、国に向かってこの制度のあり方などについて要望しているところであります。

いずれにいたしましても、広尾の農協にしても、やはりこのふん尿対策、深刻な問題であります。やはり秋口、春先に鼻をつくようなにおいがするわけでありまして、また、農家の方々のやっぱり労働問題にも結びつくわけでありまして、そういった意味では、しっかりと今後このバイオガスプラントの推進について、しっかりと他の町村と歩調を合わせながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす7日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時28分